

令和7年度  
春の全国交通安全運動  
藤沢市実施要領



令和6年度藤沢市小・中学生交通安全ポスター展  
藤沢市長賞 小学校低学年  
明治小学校 保田 秋穂さんの作品

## < 目次 >

「春の全国交通安全運動」実施要領	1～5ページ
「春の全国交通安全運動」キャンペーン実施要領	6ページ
新入学児童・園児を交通事故から守る運動	7ページ
自転車マナーアップ強化月間実施要領	7ページ

### 小学生の歩行中の事故はどんなときに？



小学生全体の歩行中の交通事故について、発生した時間帯や、子どもが歩行していた目的ごとに見ると次のようになります。

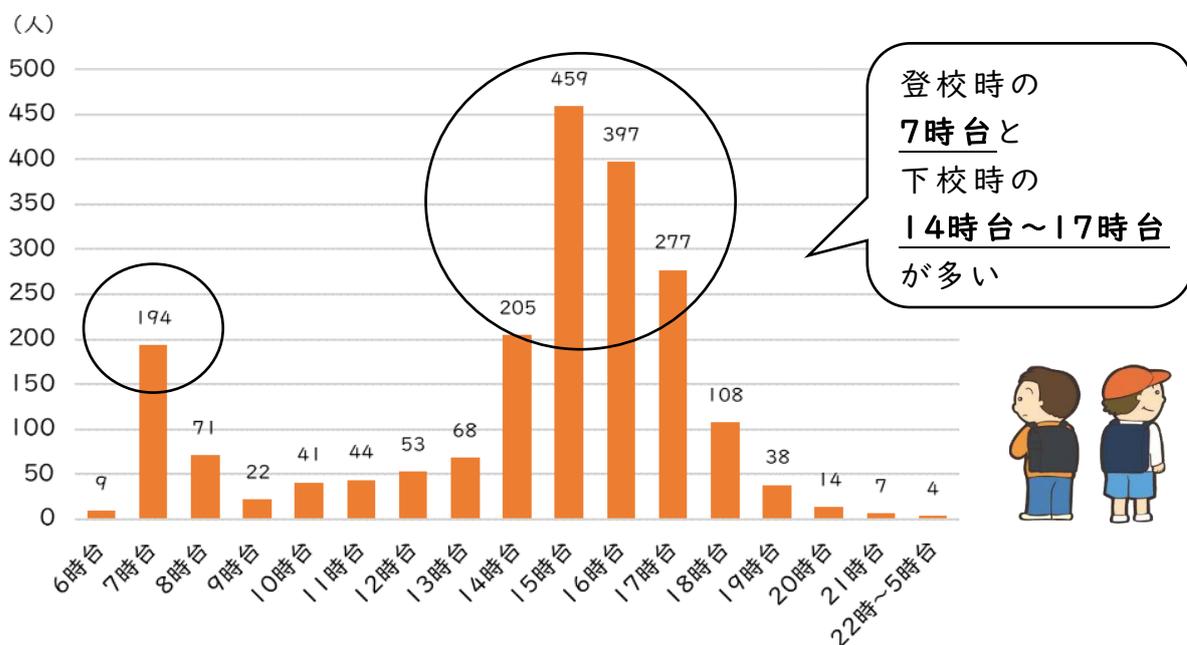


図1 時間帯別歩行中小学生の死者・重傷者数 (令和元年～令和5年) (警察庁)

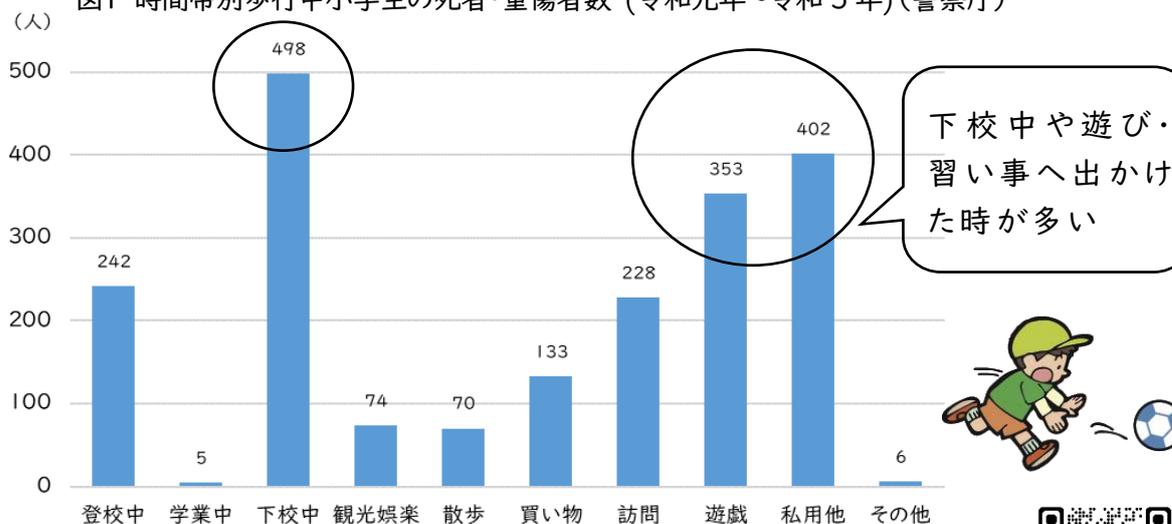


図2 通行目的別歩行中小学生の死者・重傷者数(令和元年～令和5年) (警察庁)





# 「春の全国交通安全運動」実施要領



## 1 目的

入学や進級を迎える4月以降は、子どもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。そこで、子どもたちをはじめ、すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

## 2 スローガン

「新入学児童・園児を交通事故から守ろう」

## 3 実施期間

### 【運動期間】

2025年(令和7年)4月6日(日)から15日(火)までの10日間

### 【交通事故死ゼロを目指す日】(シートベルトの日)

2025年(令和7年)4月10日(木)



## 4 運動の重点

- (1) 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止

## 5 運動の重点に関する主な推進事項

- (1) 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
  - ア 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
  - イ 基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動を促す取組の推進
  - ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の推進
  - エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
  - オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

カ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の促進

## (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

- ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- エ 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- オ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- カ 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- キ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

## (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

- ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- ウ 「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- エ 令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- オ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

## (4) 二輪車の交通事故防止

- ア 二輪車の特性の周知及びあごひもは緩みなくしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若者層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育と広報啓発の推進

## 6 重点の取り組み方



家庭	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭で通学路などの近所の交通上の危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。</li> <li>2 横断歩道における歩行者優先の交通ルールの徹底について家族で話し合いましょう。</li> <li>3 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。</li> <li>4 無謀運転をしないこと、二輪車による交通事故の悲惨さ、事故を起こした時の責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。</li> </ol>
学校・地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼児・児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。</li> <li>2 横断歩道における歩行者優先の交通ルールの徹底について指導を行いましょう。</li> <li>3 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。</li> <li>4 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない意識を高めましょう。</li> </ol>
職場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歩行者を交通事故から守る意識を高めるため、朝礼、研修会などで、歩行者優先の徹底と、子どもと高齢者の行動特性についての教育を行いましょう。</li> <li>2 横断歩道における歩行者優先の交通ルールの徹底について指導を行いましょう。</li> <li>3 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。</li> <li>4 二輪車の特性や事故実態を理解させるための教育を行うとともに、点検整備をするよう指導しましょう。</li> </ol>
交通安全推進団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入園・入学時期を控えた幼児・児童とその保護者に対する交通安全啓発・教育を促進しましょう。</li> <li>2 各種キャンペーン等を開催し、交通マナーの向上について呼びかけましょう。</li> <li>3 自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルールの遵守を推進しましょう。</li> <li>4 二輪車運転講習などの交通安全教育への積極的な参加を呼びかけましょう。</li> </ol>

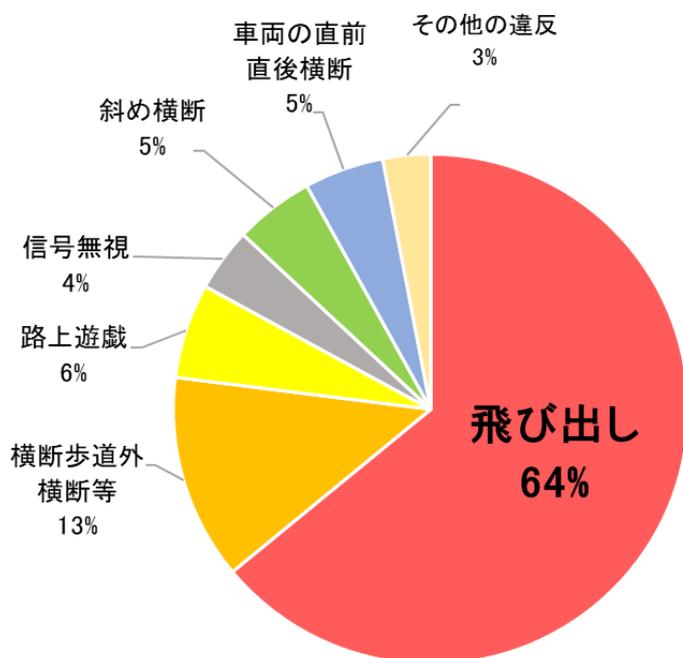


## 7 各団体等の役割及び運動の進め方

<p>藤 沢 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会 構 成 機 関 ・ 団 体</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「運動の重点に関する主な推進事項」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。</li> <li>2 関係機関・団体の職員等に、運動の周知を図ります。</li> <li>3 各種会議、行事を通じてこの運動の趣旨を積極的に周知するとともに広報紙（誌）を発行するときは、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける記事などの掲載に努めます。</li> </ol>
<p>警 察</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。</li> <li>2 高齢者や子どもの保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。</li> <li>3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。</li> <li>4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。</li> <li>5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。</li> </ol>
<p>交 通 安 全 協 会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 キャンペーンの実施及び SNS などを通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。</li> <li>2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。</li> </ol>
<p>安 全 運 転 管 理 者 会 ・ 青 少 年 交 通 安 全 連 絡 協 議 会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社内の広報媒体や、看板等を活用し、運動の趣旨の徹底に努めます。</li> <li>2 安全運転の管理徹底と、シートベルト等の着用、過労・無謀運転の防止に努めます。</li> <li>3 交通事故防止運動や地域で開催される交通安全行事及び職場等での活動に積極的に参加し、交通安全意識の啓発に努めます。</li> </ol>

教育機関・団体等	<p>1 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。</p> <p>2 学校では、神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取れるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。</p>
道路管理者・鉄道事業者等	<p>1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。</p> <p>2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。</p>
藤沢市	<p>1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の実施計画などを策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。</p> <p>2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。</p>

## 子どもの飛び出しに注意!!



過去5年間(令和元年から令和5年)の  
歩行中の小学生の交通事故原因

小学生の歩行中の交通事故原因の  
半分以上が「飛び出し」です。



指導のポイント!

渡るときには、  
「左右に首を動かして確認」  
「車は来ていないかな?」  
「運転手さんの目を見た?」など  
“具体的な言葉”で伝えましょう!



(神奈川県警察ホームページから抜粋)

[https://www.police.pref.kanagawa.jp/kotsu/jiko\\_boshi/kodomo/mesf0208.html](https://www.police.pref.kanagawa.jp/kotsu/jiko_boshi/kodomo/mesf0208.html)

\*\*\*\*\*  
**「春の全国交通安全運動」キャンペーン実施要領**  
 \*\*\*\*\*

**1 目的**

春の全国交通安全運動の周知徹底を図り、広く市民に交通安全意識の普及・高揚を図ります。

**2 実施方法**

各地区で啓発用のチラシやキャンペーン用品の配布、各種施設の入口等での啓発活動を通じて、交通安全・事故防止を呼びかけます。

**3 実施内容**

各地区や団体で実施できる内容での周知をお願いします。実施する周知方法については、各団体の会議等でご検討をお願いします。春のキャンペーングッズはクリーナーです。チラシとクリーナーをセットにして袋に入れて各地区へ配布します。

**4 各地区街頭キャンペーン実施日程**

地区	日にち	時間	場所
六会	4月9日(水)	15:00～	六会日大前駅東口ロータリー
片瀬	期間中	館内運営時間	街頭キャンペーン実施せず、館内で配布
明治	4月9日(水)	14:00～	辻堂駅北口周辺
御所見	4月7日(月)	11:00～	用田辻～新用田辻交差点
遠藤	期間中	館内運営時間	街頭キャンペーン実施せず、館内で配布
長後	4月8日(火)	14:00～	長後駅東口・西口周辺
辻堂	4月8日(火)	14:00～	辻堂駅南口周辺
善行	4月8日(火)	14:30～	小田急善行駅東西周辺
湘南大庭	4月8日(火)	10:00～	イオン藤沢
湘南台	4月7日(月)	15:00～	湘南台駅東口前、西口前
鵜沼	4月7日(月)	14:00～	本鵜沼駅周辺・鵜沼海岸駅周辺
藤沢東部	4月7日(月)	14:00～	藤沢駅北口
藤沢西部	4月7日(月)	14:00～	藤沢駅北口
村岡	期間中	館内運営時間	街頭キャンペーン実施せず、館内で配布

\*\*\*\*\*

## 新入学児童・園児を交通事故から守る運動

各実施団体が指定した街頭指導場所の安全な所に立ち、黄色の横断旗を使用し、通学児童・園児の交通安全指導を行います。次の時間の範囲で、通学状況に合わせて可能な範囲で実施をお願いします。

実施日	時間
4月 7日(月) (始業式・入学式)	午前7時30分～8時30分 午前9時15分～9時45分 (各地区の始業式・入学式の時間に合わせて実施)
4月 8日(火)	午前7時30分～8時30分
4月 9日(水)	午前7時30分～8時30分

※街頭指導の際は、無理に車を止めるなどしないようにしてください。



\*\*\*\*\*

## 自転車マナーアップ強化月間実施要領

### 1 目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

### 2 スローガン

「自転車も のれば車の なかまいり」

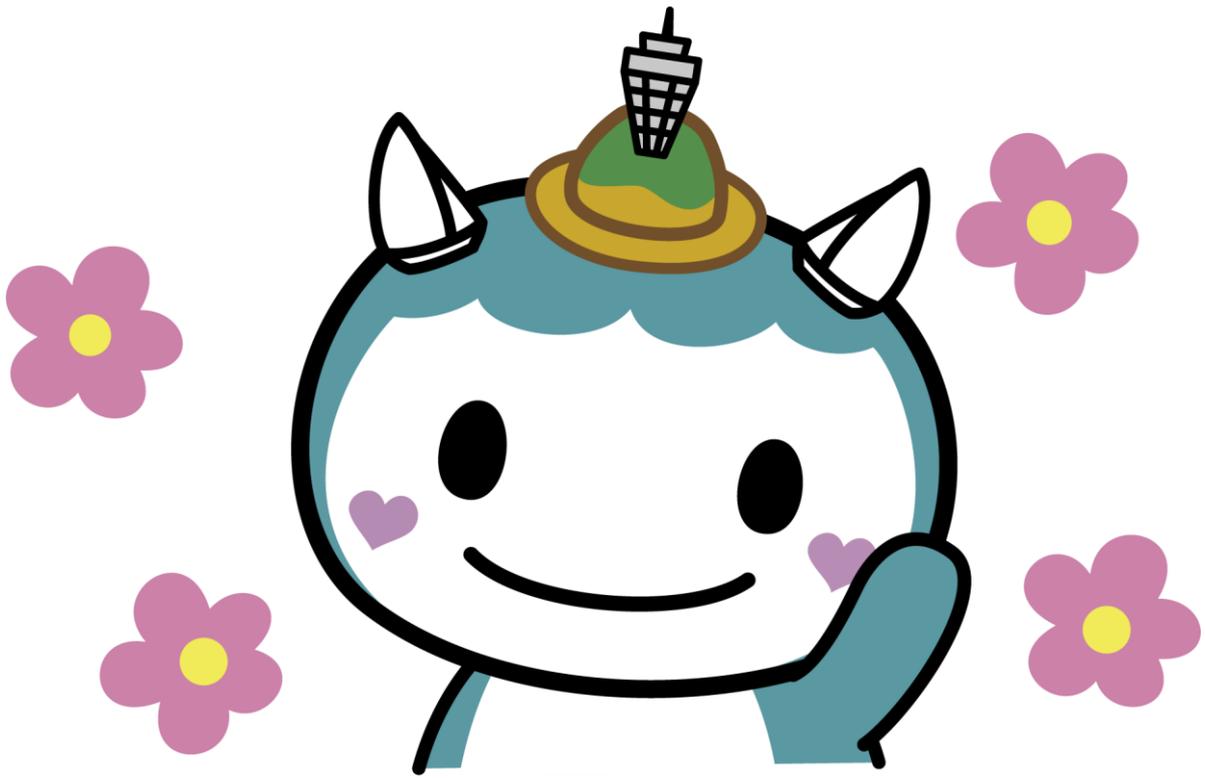
### 3 実施期間

2025年(令和7年)5月1日(木)から5月31日(土)までの1か月間

### 4 重点

- (1) 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進
- (3) 自転車損害賠償責任保険等の加入促進
- (4) 飲酒運転の根絶





**「キュンとするまち。藤沢」**

**公式マスコットキャラクター ふじキュン♡**